

第3章 基本理念・基本目標

1 基本理念

本市では、これまで第1期計画に基づいて計画的に子育て支援施策を展開してきました。第1期計画では、岡崎市児童育成支援行動計画の目標「次代を担う子どもたちを安心して生み育てることのできる環境を基本としながら、豊かな人間性を育み、自らたくましく成長するため、家族や地域の中で子どもたちの自主性を尊重し、いきいきと学び遊べる環境の実現を目指します。そのため、子育て家庭、学校、地域住民、事業者、行政等が一体となり、社会全体で子育ち²・子育てできる環境を支え、子育てに夢や希望を持つことができる取組を進めます。」を踏襲してきました。引き続き、第2期計画においても基本理念を継承し、子どもの幸せを第一義として子どもと子育て家庭を支援する環境づくりを充実していきます。

■少子化社会対策関連法における基本理念

【少子化社会対策基本法、次世代育成支援対策推進法、子ども・子育て支援法における基本理念】

- ・父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有する。
- ・「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す。

【少子化社会対策基本法】

- ・家庭や子育てに夢を持ち、かつ次代の社会を担う子どもを安心して生み育てることができる環境を整備する。
- ・安全な生活が確保されるとともに、心身の健やかな育成に配慮する。

【次世代育成支援対策推進法】

- ・次代の社会を担う子どもの育成と家庭に対する支援、並びに子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境を整備する。
- ・子育ての意義について理解を深め、子育てに伴う喜びの実感に配慮する。

【子ども・子育て支援法】

- ・家庭、学校、地域、職域等のあらゆる分野において、各々の役割を果たすとともに相互に協力し、子どもが健やかに成長するよう、良質かつ適正な支援をする。

■「おかざきっ子 育ちプラン」の基本理念

はばたく夢 子どもとともに育つ都市
大好き おかざき

2 子育ち

子ども自身が健全に成長していく過程のことをいう。

2 基本目標

父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的な考えのもと、保護者が子育てについての責任を果たすことや、子育ての権利を享受することが可能となるような支援を行うことが重要です。

そのため、社会のあらゆる分野における全ての構成員が、全ての子どもの健やかな成長を実現するという社会全体の目的を共有し、子育て・子育ての重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たせるよう、3つの基本目標を柱として総合的に施策を推進します。

基本目標1 「子どもが いきいきと 育つまち」～子どもがたくましく生きていく力を養う～

子どもの成長においては、乳児期におけるしっかりとした愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得、学童期における心身の健全な発達を通じて、一人一人がかけがえのない個性ある存在として認められるとともに、自己肯定感を持って育まれることが重要です。この目標では、子どもの人権を尊重しながら、個々の成長を支え、豊かな人間性が育まれるよう、安全・安心の確保と教育・保育の質の向上を図ります。また、心身の健やかな成長の支援を通して、子どもがいきいきと育つまちを目指した施策を推進します。

基本目標2 「家族が とともに 育つまち」～家族が支えあい、子育てに喜びを感じる～

家族は子どもたちの成長における出発点です。子どもの健やかな育ちには、保護者が子育てに喜びを感じながら、子の成長とともに保護者自身も「親育ち」を感じられるような、温かな家族がつくられることが大切です。この目標では、子育ての基礎となる家族を支えるため、妊娠・出産期から切れ目なく子育て家庭をサポートするためのネットワークづくりや情報提供などを行うとともに、共働き世帯における仕事と子育ての両立支援などを通して、家族が子育てを大切にできる環境づくりへの取組を進めます。また、障がい、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障できるよう、幅広い施策を進めます。

基本目標3 「地域が すすんで 支えあうまち」～地域が子どもや家庭をあたたく応援する～

子育てに関するニーズの複雑化や多様化が進んでおり、また、子育てに不安や負担を感じている保護者が増加している中、子育てを支える地域のネットワークづくりが一層重要となっています。この目標では、学校、地域、職域等のあらゆる立場の人が、地域住民とともに子どもの健やかな成長を応援するという意識のもと、子育て家庭に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげるような支援体制を整備します。これらの取組を通じて、保護者が子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができる、地域が進んで支えあうまちを目指した施策を推進します。

3 基本的な視点

(1) 子どもの幸せを願う視点

子育て支援に当たっては、当事者となる子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう取組を進めます。また、子どもの視点に立ち、子どもの成長に応じて、その意見が尊重され、心身ともに健やかに成長できる環境づくりに努めます。

(2) 質の向上の視点

全ての子どもの健やかな育ちを保障していくためには、発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援が提供されることが重要です。そのため幼稚園教諭や保育士、保育教諭など子どもの育ちを支援する人の専門性の向上を図るとともに、施設整備等の良質な環境の確保に努めます。また、教育・保育及び子育て支援の質の確保・向上のために、適切な評価を実施し、結果を踏まえた改善に努めます。

(3) サービス利用者の視点

子育て家庭の生活実態や子育て支援の利用者ニーズが多様化していることを踏まえ、家庭の特性やニーズに対応できるよう、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的なサービス提供を進めます。妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行い、教育・保育施設を利用する家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含む全ての家庭及び子どもを対象として、地域のニーズに応じた多様な子育て支援を進めます。

(4) 親育ちを支援する視点

父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的な考えのもと、子どもの豊かな人間性を形成する上で、親の役割の重要性を認識し、自立して家庭を持つことができるよう支援します。また、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援を進めます。

(5) 子どもと家庭への支援の視点

子ども・子育て支援は、社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象とするものです。障がい、疾病、虐待、生活困窮等、家庭の状況その他の事情により社会的養護を必要とする子どもと子育て家庭に十分な対応が行えるよう、家庭的な養護、自立支援策の強化という観点も踏まえ、社会的養護体制の整備を進めます。

(6) ワーク・ライフ・バランスの実現の視点

市民一人一人が仕事上の責務を果たしながらも、家庭や地域生活などにおいて、ライフステージに応じた多様な生き方の選択や実現ができるよう、ワーク・ライフ・バランスの実現を支援します。また、子育て家庭において男女を問わず子育てに向き合えるよう、雇用環境の整備を促すとともに、ワーク・ライフ・バランスに関する意識の普及・啓発を図ります。

(7) 社会全体による支援の視点

核家族化の進展や地域のつながりの希薄化により、日々の子育てに対する助言、支援や協力を得ることが困難な状況になっています。子育てに対する孤立感や負担感を軽減するため、行政や事業者、地域社会を含めた社会全体の様々な担い手が協働し、それぞれの子どもや家庭の状況に応じた子育て支援の取組を進めます。

(8) 地域における社会資源の効果的な活用の視点

市内の社会資源や各種の公共施設の整備状況などは地域によって異なっており、地域の特性や状況に応じながら、地域で子育てに関する活動を行う市民活動団体や民間事業者、民生委員・児童委員や地域に貢献している高齢者など、様々な社会資源や各種の公共施設を十分かつ効果的に活用します。

(9) 地域特性の視点

市内の豊かな歴史や文化遺産、自然環境など地域固有の資源や財産を、次世代へ継承されるべきものという視点のもとに効果的に活用し、地域への誇りや愛着、満足感などを得ることを重視した取組を進めます。